PwC Legal Japan News



外為法のみなし輸出管理の明確化

執筆者: 弁護士 茂木 諭

弁護士 日比 慎 弁護士 長谷川 皓一

January 2022

In brief

経済安全保障の重要性が増加している昨今、安全保障に係る機微技術が人を通じて国外に流出することを防止する観点から、2021年6月、産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会において、「みなし輸出」管理の運用明確化を盛り込んだ中間報告が発表され、これを受けて、同年11月18日、みなし輸出管理に関する経済産業省令・通達が公布・発表されました。当該省令・通達は2022年5月1日から施行・適用される予定です。

みなし輸出管理の明確化は、役務取引等の規制対象に関する重要な改正であり、企業・大学等において留意が必要なものと考えられます。

In detail

1. みなし輸出管理の概要

みなし輸出管理の明確化に関する今般の省令・通達について触れる前に、まず、みなし輸出管理に係る 規制の全体像と、明確化が適用される前の懸念される状況について、簡単に説明します。

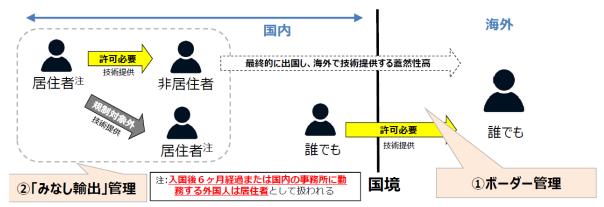
(1) 外為法の規制の全体像

外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)は、対外取引の正常な発展並びに我が 国又は国際社会の平和及び安全の維持等を目的として、対外取引に対し必要最小限の管理又は 調整等を行う法律です。外為法では、対外取引として、①支払等、②資本取引等、③対内直接投資 等・特定取得及び④外国貿易を規制しているところ、本ニュースレターで取り上げるみなし輸出管理 (外為法 25 条 1 項)は、②の資本取引等に含まれる役務取引等に関する規制の一部です。

(2) みなし輸出管理とは

外為法 25 条 1 項は、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして 政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術(以下「特定技術」という。) を特定の外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取引を行おうとする居住 者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おう とする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなけ ればならない」と規定しています。このうち、前段部分は、地理的観点による対外取引管理(ボーダ 一管理)を規定している一方、後段部分(上記下線部分)は、人的観点による対外取引管理を規定 しており、みなし輸出管理と呼ばれています。





(出所)経済産業省貿易管理部、2021. 『「みなし輸出」管理の明確化について』

外為法 25 条 1 項後段の「特定技術」と「特定国」は、外国為替令(以下「外為令」といいます。) 17 条 1 項及び別表で規定されており、「特定技術」は、外為令別表 1 から 15 の項で規定されているリスト規制対象貨物(同項で規定されている軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物等) 及び外為令別表 16 の項の中欄に掲げるキャッチオール規制対象貨物(リスト規制対象貨物以外の貨物であって、同項で規定されている貨物)に係る技術をいいます。

外為法 25 条 1 項の要件に該当する場合には、取引が禁止されるわけではありませんが、取引を行うにあたり経済産業大臣の許可を受ける必要があります。当該許可を得ずに対象取引を行う場合、行政処分及び罰則の対象となります(外為法 25 条の 2 第 1 項、69 条の 6 第 1 項、第 2 項、72 条)。

(3) みなし輸出管理における「居住者」「非居住者」の取り扱いと機微技術流出の懸念

外為法上の「居住者」は、「本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう」と定義されており、「非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす」と規定されています(同法6条5号)。また、同法上の「非居住者」は、「居住者以外の自然人及び法人」と定義されています(同法6条6号)。

上記の居住性の判定については、「外国為替法令の解釈及び運用について」(昭和 55 年 11 月 29 日付蔵国第 4672 号)で解釈指針が示されており、概ね以下の表の通りです。

居住者及び非居住者の判定

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ②我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所 その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞 在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国U外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①~③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人 (ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

(出所)経済産業省安全保障貿易検査官室、2020. 「安全保障貿易管理について」

上記解釈指針によれば、①本邦にある事務所に勤務する外国人及び②本邦に入国後6月以上 経過している外国人は、みなし輸出管理の観点からは居住者として扱われています。したがって、 今回のみなし輸出管理の明確化が2022年5月1日から適用される前においては、本邦企業から 外国籍従業員への技術提供は、軍事転用の可能性が特に高い技術であっても、みなし輸出管理の 対象外とされてきました。

2. みなし輸出管理の明確化の背景

近年、経済社会のデジタル化、軍民融合戦略を採用する動き、安全保障の観点からのエマージングテクノロジーへの関心の高まりに伴い、人を介した機微技術の流出懸念が国際的に高まっています。既に、米国をはじめとした先進的な研究コミュニティでは、技術窃取への対応や、所属する研究者等が外国政府等との利害関係にあることによって安全保障上の弊害が生じることのないように管理する「利益相反管理」の高度化が図られており、本邦の大学、企業、研究機関等においても、同様の取組が求められています。

上記の通り、これまでは、①本邦にある事務所に勤務する外国人及び②本邦に入国後6月以上経過している外国人は居住者として扱われていたため、みなし輸出管理の明確化の適用前においては、本邦企業から当該外国人に軍事転用の可能性がある機微技術を提供したとしてもみなし輸出管理の対象外とされました。この場合でも、当該外国人から別の非居住者に対して軍事転用の可能性がある機微技術の提供が行われる際には、「みなし輸出」として経済産業省への許可申請が義務付けられますが、当該外国人が外国政府や外国の法人の著しい影響下にあるため、自覚しているか否かに関わらず、外国による技術窃取の取組に荷担している場合などは、当該申請が適切になされないことが懸念されます。また、上記のような機微技術が邦人に提供される場合であっても、当該邦人が外国政府等の強い影響下にある場合には、同様に適切な輸出許可申請がなされないことが懸念されます。

そこで、みなし輸出管理を明確化し、その実効性を確保することとなりました1。

3. みなし輸出管理の明確化の具体的な内容

¹ 産業構造審議会 通商·貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会『中間報告』(2021 年 6 月 10 日)

これまで、上記 1. (3)のとおり、①本邦にある事務所に勤務する外国人及び②本邦に入国後 6 月以上経過している外国人は、居住者として扱われていました。したがって、本邦企業から外国籍従業員への技術提供は、軍事転用の可能性が特に高い技術であっても、みなし輸出管理の対象外とされていました。

今般の明確化では、国籍に関わらず、現在居住者として扱われている者への技術の提供が、非居住者へ技術を提供することと事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態(特定類型)に該当する場合には、当該居住者に対する技術の提供は「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」であるとし、「みなし輸出」管理の対象であるとされました。具体的には、経済産業省貿易経済協力局「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(以下「役務通達」といいます。)や役務通達に関連する通達等の改正(以下「本改正」といいます。)により、特定類型に該当する居住者について以下の通り整理されることとなります。本改正は2022年5月1日より適用されます。



- ①外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者への提供
- ②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

(出所)経済産業省貿易管理部、2021.『「みなし輸出」管理の明確化について』

(1) 特定類型①:「外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者への提供」

原則として、外国法人等又は外国政府等との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者は、特定類型①に該当するとされています。例えば、本邦の大学の教授が外国大学の教授職を兼職している場合や、本邦の企業の従業員が外国企業と兼業する場合、特定類型①に該当する可能性が考えられます。なお、外国法人等の子会社である本邦法人(すなわち、いわゆる外資系企業であるが、外国法人ではない企業)に雇用される者は、原則として特定類型①に該当しません2。

上記特定類型①の定義には2つの例外があります。まず、特定類型該当者である従業員が外国法人等及び本邦企業等と雇用契約等を締結している場合であって、外国法人等と本邦企業等又は当該従業員との間で、本邦企業等の指揮命令権等が優先する関係にあることを合意しているときは、特定類型①に該当しません。また、特定類型該当者である従業員が外国法人等及び本邦企業等と雇用契約等を締結している場合であって、(a) 当該外国法人等が当該本邦企業等の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有するもの又は(b) 当該本邦企業等が当該外国法人等の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有するものであるときは、特定類型①に該当しません。

² 経済産業省「『みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A』(2021) Q17

(2) 特定類型②:「経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供」

外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者又は得ることを約している者は、特定類型②に該当するとされています。多額の金銭その他の重大な利益とは、金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 25%以上を占める金銭その他の利益をいい、金銭以外の利益を受けている場合、通常の商慣習において一般的に用いられる金銭換算を行うとされています。例えば、外国政府等から本邦大学の教職員個人が研究資金の提供を受けている場合や、外国政府から本邦大学に所属する外国人留学生が留学資金の提供を受けている場合、特定類型②に該当する可能性があります 34。

(3) 特定類型③:「国内において外国政府等の指示の下で行動する者への提供」

本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者は、特定類型③に該当するとされています。外国の国家情報活動について法律上協力義務が課されているだけでは特定類型③に該当しませんが、当該法律に基づき当該外国政府等から本邦における行動に関し指示又は依頼を受ける場合は特定類型③に該当するとされています5。

4. 特定類型該当性の判断

技術提供者が技術を提供するに当たり、通常果たすべき注意義務を果たした場合において、受領者が特定類型に該当していることが判明しなかった場合、外為法上のみなし輸出管理の明確化に関する刑事罰及び行政処分の対象にならないとされています。そして、本改正後の役務通達別紙 1-3「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。)に沿った確認を行っていれば、技術提供者は通常果たすべき注意義務を果たしたといえるとされています。。本ガイドラインに基づき技術提供者が行うべき確認内容の概要をまとめると、下表の通りです。

技術の受領者	企業・大学等の指揮命令下にない者 (例:学生)	企業・大学等の指揮命令下に <mark>ある</mark> 者 (例:教職員、従業員)	共通
特定類型① 特定類型②	受領者に対する新たな確認手続きの導入 は不要。 学生を受け入れる上で、通常取得している 書類において記載された内容を確認いただく。 上記の内容の確認の結果、特 定類型に該当することが明ら かな記載がない限り、類型該 当者ではないと判断していた だくことで差し支えない。		特定類型に該 当すると経供があると経供な場合 がよりででは り、し・経験い 類で企内関い が、と学連事し 型判業容係い 型判業容ををい をする。し覆把限
特定類型③	受領者に対する新たな確認手続きの導入は不要。学生、教職員、従業員を受け入れる上で、通常取得している書類において記載された内容を確認いただく。 上記の内容の確認の結果、特定類型に該当することが明らかとなる記載がない限り、類型該当者ではないと判断して差し支えない。		り、技術提供に あたって許可申 請をしていただ く。
	, いこ判断して左し文えばい。		11

(出所)経済産業省貿易管理部、2021. 『「みなし輸出」管理の明確化について』

PwC

5

³前掲注 2、Q23

⁴ 経済産業省貿易管理部『「みなし輸出」管理の明確化について』(2021)9 頁

⁵前掲注 2、Q26

⁶前掲注 2、Q27

なお、企業・大学等において、外為法において管理される技術が提供されることが全く想定されない者については、本ガイドラインに基づく確認を行う必要はないものの、このような者が実際は特定類型に該当し、実際に技術提供が生じた場合、類型該当性の確認を行っていないため、提供者は免責されないとされており、注意が必要です。また、企業・大学等の指揮命令下にある者が技術の受領者であって、特定類型①及び②が問題となる場合、企業・大学等において就業規則で兼業や利益相反行為を禁止又は届出制としていたとしても、役務通達改正の適用日(2022 年 5 月 1 日)以降に指揮命令下に入る居住者に対しては、本ガイドラインに沿った誓約書を取得する必要があるとされています 7 。

5. 参考 Web サイト

「みなし輸出管理」(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html

「みなし輸出」管理の明確化について(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law document/minashi/meikakukanitsuite.pdf

「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law document/minashi/minashiqa.pdf

「安全保障貿易管理について」(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei_anpokanri.pdf

「中間報告」(産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho boeki/anzen hosho/pdf/20210610 1.pdf

The takeaway

以上、外為法のみなし輸出管理の明確化の概要について見てまいりました。みなし輸出管理の明確化により、企業・大学等は、特定類型該当性について、適切な確認・判断を行うなどの対応をとる必要があるため、同制度の施行に備えて、企業・大学等は適切な管理体制を整える必要があるものと考えられます。

.

⁷ 前掲注 2、Q13

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話: 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,700 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

 弁護士
 弁護士
 弁護士

 茂木 諭
 日比 慎
 長谷川 皓一

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の 状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見 解ではありません。

© 2022 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.